

第1 監査の請求

1 請求人

略

2 請求書の提出

平成24年3月2日

3 請求の内容

本件の住民監査請求の内容は、次のとおりである。

第1. 事実等

1 校長の「中抜け」

高槻市立A小学校校長（高槻市立A幼稚園の園長も兼務している。）は、平成23年12月9日の「園長会」及び同月16日の「園長研修会」（以下「本件園長会等」という。）を、高槻市教育委員会に無断で欠席し、その間、私的な借金の相談のため、職員互助会や銀行に行った。

2 高槻市教育委員会による事情聴取

高槻市教育委員会によれば、本件園長会等を欠席した校長に対し、本件園長会等の資料を届けようと、同月21日、A幼稚園に電話したところ、同園の主任の職員が「校長は、園長会にも、園長研修会にも、出たと思うんですが…」旨答えたことから、校長の無断欠席が発覚したとのことである。

同日午後、校長に対し、高槻市教育委員会の教職員課長と教育指導課長とで事情聴取を行ったところ、校長は、金を借りるために、職員互助会や銀行に行ったと説明したところである（実際に金は借りなかったとのこと）。

平成24年1月17日にも事情聴取を行い、同月31日には弁護士に相談したとのことである。高槻市教育委員会としては、厳重注意・然るべき措置をしようと考えているとのことであった。以上のことは、同月31日午後6時ごろに、請求人が、教職員課長から聞いたものである。

3 違法性

公務員には職務専念義務があり（地方公務員法35条）、法律又は条例に特別の定がある場合にはこれが免除されるが、個人的な借金の相談は、免除される場合に当たらないから、地方公務員法35条違反であることは明らかである。

本件園長会等に出席すると偽り、職務を怠ったことを自ら申告しなかったのであるから、詐欺又は横領に当たる可能性もある。

4 大阪府の損害

校長等教職員は、府費負担教職員であり、その人件費は、大阪府が負担している。校長に対しては、本件園長会等のあった日についても、給料・手当の支給対象となっており、給料が既に支払われ、あるいは支払われる可能性がある。当該給与が当然大阪府の損害となるといえる。

第2. 監査の請求

上記のとおり、本件園長会等の欠席に係る時間を対象とする校長への給与支給は違法不当であり、それによって府の財政に損害が生じ、あるいは生じるおそれがあることは明らかである。

よって、請求人は、地方自治法第242条第1項に基づき、当該給与支給の差止め、ならびに当

該給与相当額の返還請求・損害賠償請求を怠る事実の違法確認を勧告することを求める。また、関係人、関係職員、関係団体、決裁権者、専決権者、高槻市長、高槻市教育委員会、その他の責任者らそれぞれに対し、不当利得返還請求または損害賠償請求することを勧告することを求める。

地方自治法第242条第1項規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

事実証明書

- ・ 請求人が高槻市教育委員会教職員課長及び教育指導部長に聴取した内容の陳述書

第2 監査の実施

1 請求の受理

本件請求は、地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め受理することとした。

2 請求人の陳述

(1) 法第242条第6項の規定により、平成24年4月13日、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人からは請求書記載事項の補足として以下の内容の陳述があった。

- ・ 高槻市は、大阪府の東の北のはしにありますが、高槻市立A小学校（以下「A小学校」という。）は、高槻市の北のはしにあって、市の中心部から車で1時間ぐらしかかる場所にあります。A小学校、隣に高槻市立A幼稚園があります。A小学校は、児童数50人ぐらいの学校で、A小学校の校長が、A幼稚園の園長を兼ねています。A小学校の校長、園長先生は、平成23年12月9日の園長会、12月16日の園長研修会に行ったはずでしたが、お金を借りる相談のために、銀行や職員互助会に行っていました。これがなぜばれたかという、高槻市の教育委員会（以下「市教育委員会」という。）の職員が、校長に資料を届けようとしたところ、当該幼稚園の職員が、「園長は研修会に行ったはずだ」と答えたのですが、実際に園長がいなかったため、無断欠席が発覚したものです。
- ・ 私はこの件について、高槻市の3月議会で質問をしました。まだ正式な議事録ができていないので、質問や市教育委員会の答弁内容をまとめたものを証拠として提出します。
- ・ もうひとつ、情報公開請求により入手した休暇届を証拠として提出します。ほとんど黒塗りになっているので、これでは、いつ休暇を取得したかわかりませんが。
- ・ 1月末の時点では、市教育委員会の担当課長は、「無断欠勤」だと断言していました。ところがそのあと、教育指導部長は、「校長先生は年休の申請手続きを怠っていただけ。」と言いました。12月9日と12月16日の研修会なんかを無断欠席して、12月20日に休暇を取得したということです。違法性に関しては、請求書に書かせていただいたとおり、職務専念義務違反です。また、研修があるのに、行ったことにして、それでお金をもらっているのであれば、詐欺、横領にあたると思われます。さかのぼって休暇を取得したことについても場合によっては違法性があると考えています。
- ・ 民間企業や高槻市役所でも、さかのぼって休暇を取得できるのは、病気のときぐらいしかできないと考えています。しかし、数日たってからさかのぼって休暇申請することは、常識的にも法律的にもおかしいと考えています。「無断欠席」をしていても、後でさかのぼって休暇を申請すれ

ばよいとするならば、「やりたい放題」です。校長という立場であるから、そのような行為をすれば、給与を返上するべきではないでしょうか。

- ・ ところで、校長自身の休暇は、校長自身で認めているように思われます。というのも、高槻市の情報公開請求で入手したほかの書類では、「合議」がされていて、ほかの職員の押印もされているのが一般的だからです。おそらく、「校長印」と「本人届印」の欄には校長先生の印鑑しか押されていない。もしかしたら、あとで作ったかもしれないと考えています。
 - ・ 1月末に担当課長に確認したときは、「無断欠勤です」と言われました。そのときは、年休の取得に関することはまったく言われませんでした。そのことから判断すると、1月末時点で、休暇の届出をしていたとは思えません。
 - ・ 証拠として提出した休暇届の黒塗り部分についても調査をしていただいて、同じような筆圧で、同じ太さのボールペンで書かれていて、印鑑が同じように押されていないかどうかを調べていただきたいと思います。
 - ・ 市教育委員会は、A小学校校長の欠席理由についていろいろ言っていますが、私は、校長の言葉が信じられません。その理由は、校長が、職員のプライバシーに関する事項を保護者に言ったと聞いているからです。
 - ・ 校長が、その職員に「私がお金を貸してあげるよ」というようなことを言って、お金を借りに行ったようですが、理由があっても無断欠勤というものはしてはいけないと考えます。
 - ・ 校長は、日教組系の組合の委員長が役員をされていたようで、責任逃れをしようとしたように聞いていますが、教育委員会や監査委員に何らかの働きかけがあれば問題ではないでしょうか。
 - ・ 園長会や園長研修会は、簡単に無断欠勤できるような「軽いもの」なのでしょう。不当利得があれば、返還は当然であり、違法、不適切な行為があれば、ペナルティがあつてしかるべきだと考えます。
 - ・ 子どもを指導する立場の校長が、「忘れていました」で済まされません。休暇の届出はちゃんとすべきです。
 - ・ 故意であれ過失であれ、不当利得があれば返還は当然です。ルールの軽視、違法、不適切な行為については、不当利得の返還があつたとしても、ペナルティがあつてしかるべきです。
 - ・ 大阪府教育委員会懲戒処分指針というものがありますが、それに校長先生の行為が該当するかどうかについてまさに監査しなければならないと思います。
- (2) 平成24年4月13日付けで請求人から証拠書類として、平成24年3月28日高槻市議会本会議における一般質問及び答弁を要約した書面及びA小学校校長の平成23年度休暇届の提出があつた。

3 監査対象事項

A小学校校長に欠勤の事実があつたか、当該欠勤した時間相当分の給与について、大阪府知事が違法又は不当に返還請求を怠っているか。

4 監査対象部局

大阪府教育委員会

第3 監査対象部局の陳述

- 1 監査対象部局である大阪府教育委員会に対し、平成24年4月13日に陳述の聴取を行ったところ、以下の内容の陳述がなされた。
 - ・ 本件に関しては、市教育委員会及びA小学校校長から事情聴取をいたしました。当該校長はA幼稚園の園長と兼務をしておりますが、事情聴取の結果、平成23年12月9日の幼稚園長会及び平成23年12月16日の幼稚園長研修会に出席するとして学校を離れながら欠席をし、後日、年次休暇取得の手続をしていたことがわかりました。
 - ・ 大阪府教育委員会といたしましては、当該行為が職務専念義務違反であると判断しており、職場離脱した時間は欠勤扱いといたしました。欠勤した時間相当分の給与については減額することとし、4月5日に事務処理を済ませ、4月給与から減額する予定です。
- 2 大阪府教育委員会の陳述に対して、請求人から以下の意見があった。
 - ・ すばらしい対応ありがとうございます。
 - ・ 無断欠勤について懲戒処分をしていただければと思います。

第4 監査の結果及び判断

1 事実関係

(1) 府費負担教職員の給与等負担について

市町村立学校職員給与負担法第1条の規定により、市町村立の小学校及び中学校等の教職員の給料、諸手当、退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費は、都道府県が負担することとなっており、高槻市立A小学校の校長は、当該規定により府が給与等を負担する府費負担教職員である。

(2) A小学校校長の勤怠について

A小学校校長は、平成23年12月9日に園長会に出席するとしながら、園長会には出席せず、私用により3時間45分職務を離脱した。また、同年12月16日には園長研修会に出席するとしながら、園長研修会に出席せず、私用により2時間45分の合計6時間30分職務を離脱した。

当該職務を離脱した時間については、事後に年次有給休暇取得の手続をしていた。

その事実は、大阪府教育委員会が市教育委員会とA小学校校長から事情聴取を行い確認している。

(3) A小学校校長に対する給与の減額について

A小学校校長の前記職務離脱行為については、年次有給休暇取得の手続を取り消し、平成24年4月5日に、平成23年12月9日に3時間45分、同月16日に2時間45分を欠勤にしたとの報告が行われた。

その結果、平成24年4月17日支給の4月分給与から、上記欠勤した時間相当分の給与が減額された。

2 判断

請求人は、A小学校校長が欠勤した時間相当分の給与の返還請求、損害賠償請求等、本府の損害を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを求めている。

本件について、A小学校校長が欠勤した時間相当分の給与は、既に本人の平成24年4月分給与から減額されており、大阪府知事が違法又は不当に給与の返還請求を怠っているとは認められない。

3 結論

以上のとおり、本件について、大阪府知事が違法又は不当に給与の返還請求を怠っているという請求人の主張には理由がない。

よって、請求人の請求を棄却する。